

コント云、其字ハ鉤ナルベシ、鉤ハツル也、一ツリニツリト云心也、是モコウヲコント音便ニヨル也、

〔貞丈雜記^{十五}物數〕一鯉にかざりて一尺二尺と云にあらず、大草殿相傳聞書に、鱒一丈やくとあり、一尺二尺と云いはれつまびらかならず、一尺以上の魚の大なるをば、一尺二尺といふ歟、

一又云、鯉を一尺二尺といふは、一隻の音をかざりて云なるべしと云説あり、隻の字は、かたゝとよむ字にて、一隻といふは一ツの事也、鯉にかざりて、一隻といふわけもなし、何にても一ツの事をば、一隻といふべき事なれば、此説も用がたし、按ずるに、前にも記す如く、大草流の書には、鱒をも一尺といへり、鯉も鱒も奥州より出る魚也、かの國の詞にて、すべて魚を一尺二尺といひ習はして、鯉鱒を他國へ送にも、一尺二尺といひてつかはしたる故、他國にても其詞をうけて、一尺二尺といひ習したるなるべし、本は昔奥州の國詞より出し事なるべし、

○按ズルニ、鯉條引ク所ノ宇治拾遺物語ニ既ニ鯉一尺二尺ノ文アリ、

〔日本書紀^三神武〕戊午年九月戊辰天皇^略○中 祈之曰、吾今當以嚴盆沈于丹生之川、如魚無大小悉醉而流、譬猶被葉之浮流者、^{被此}云、吾必能定此國、如其不爾終無所成、乃沈嚴盆於川、其口向下、頃魚皆浮出、隨水唼嚼、時椎根津彥見而奏之、天皇大喜、

〔日本書紀^{二十}推古〕二十六年、是年遣河邊臣^{名關}於安藝國、令造船、至山覓船材、便得好材、以名將伐、時有人曰、霹靂木也、不可伐、河邊臣曰、其雖雷神豈逆皇命耶、多祭幣帛、遣人夫令伐、則大雨雷電之、爰河邊臣案劔曰、雷神無犯人夫、當傷我身、而仰待之、雖十餘霹靂、不得犯河邊臣、即化少魚、以挾樹枝、即取魚焚之、遂修理其船、

〔續日本紀^{十五}聖武〕天平十五年五月丙寅、備前國言、邑久郡新羅邑久浦、漂著大魚五十二隻、長二丈三尺、已下一丈二尺、已上、皮薄如紙、眼似朱、泣聲如鹿鳴、故老皆云、未嘗聞也、